

平成23年6月9日  
電源開発株式会社

### 変電所等における送電線の保護装置に係る点検等実施状況報告について

当社は、平成23年5月17日に原子力安全・保安院長より「変電所等における送電線の保護装置に係る点検等について（指示）※」（平成23年・05・16・原院第4号）を受領しました。

この指示内容に基づき、当社における送電線の保護装置に係る点検等の対応を取りまとめ、昨日、原子力安全・保安院へ報告しましたので、お知らせします。

#### 【報告概要】

当社設備における、各電力会社の基幹系統の送電線の保護装置に加え、基幹系統を構成する母線及び変圧器の保護装置を対象に、「非表示状態」（事故電流の遮断機能が失われているにも係らず、当該保護装置の状況を示す表示が機能しないという状況）が発生する可能性の有無について、調査を実施いたしました。

その結果、「非表示状態」が発生する可能性のある保護装置は無いことを確認しました。

以上

※平成23年5月17日付 原子力・安全保安院からの指示内容

1. 各一般電気事業者等の基幹系統を構成する送電線並びに原子力発電所及び再処理施設に接続する送電線に接続する変電所及び開閉所における保護装置を対象として、事故電流の遮断機能が失われているにもかかわらず、当該保護装置の状況を示す表示が機能しないという状態（以下「非表示状態」という。）が発生する可能性の有無について調査し、非表示状態が発生する可能性がある場合については、平成23年6月8日までに当該保護装置の異常を示すための機能を正常な状態にすること。さらに、当該保護装置については正常な状態であることを定期的に確認し、非表示状態の発生を未然に防止すること。
2. 1. の調査において、非表示状態が発生する可能性があると判明した保護装置について、非表示状態が発生しないよう恒久的な措置を実施すること。また、恒久的な措置に関する実施計画を平成23年6月8日までに策定すること。